

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年2月21日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 2 号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市学校給食費等の管理に関する条例（令和6年新潟市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 条例第2条第1号に定める学校給食、中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒に対して実施する給食及び教職員等が受ける給食をいう。
- (2) 学校給食費等負担者 条例第3条第1項各号に掲げる者をいう。

(学校給食費等の納付額)

第3条 学校給食費等負担者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 別表に掲げる第1期から第8期までの各期 学校給食費等の額（1食当たりの額をいう。以下この条において同じ。）に一の年度に学校給食等を実施する予定の回数（以下「実施予定回数」という。）を乗じて得た額（以下「年間納付額」という。）を9で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額。以下「月ごと納付額」という。）
- (2) 別表に掲げる第9期 年間納付額から月ごと納付額に8を乗じて得た額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者は、学校給

食費等の額に学校給食等の提供を受けた回数（学校給食等の提供を受けない場合であっても、学校給食費等を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。）を乗じた額を納付しなければならない。

（年間納付額の調整）

第4条 市長は、次の各号に掲げる場合において、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

（1） 市外転出等により年度の途中で学校給食等の提供を終了した場合

（2） 一の年度において学校給食等の提供を受ける者が学校給食等の提供を受ける回数（学校給食等の提供を受けない場合であっても、学校給食費等を徴収すべきものとして市長が認めるものの回数を含む。）が、実施予定回数と異なることとなる場合

（学校給食費等の納付期限）

第5条 条例第4条に規定する納付期限は、別表の左欄に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

2 前項本文に規定する納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって納付期限とする。

（学校給食費等の督促）

第6条 条例第5条に規定する督促は、当該納付期限後40日以内にその発行の日から起算して10日以上適当な日数を経過した期限を指定した督促状により行うものとする。

（学校給食費等の免除）

第7条 条例第7条の規定による学校給食費等の一部又は全部の免除は、天災等により著しく資力を喪失したと認める場合その他市長が特別の事情があると認める場合に別に定める方法により行うことができる。

（学校給食費等の還付等）

第8条 市長は、学校給食費等に係る過誤納金があるときは、速やかにこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき学校給食費等負担者から徴収すべき学校給食費等又はこれに係る遅延損害金があるときは、同項の規定にかかわらず、その過誤納金をその学校給食費等又はこれに係る遅延損害金に充当することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

期別	納付期限
第1期	5月25日
第2期	6月25日
第3期	7月25日
第4期	8月25日
第5期	10月25日
第6期	11月25日
第7期	1月25日
第8期	2月25日
第9期	3月25日